

令和 8 年 6 月 釜石市農業委員会総会 議事録

- 1 開催日時 令和 8 年 6 月 25 日（木） 午前 10 時から午前 11 時 50 分
- 2 開催場所 釜石市役所 第 4 庁舎 教育委員会室
- 3 出席委員 農業委員
1 番 佐々木 耕太郎、2 番 佐々木 智勇、5 番 小笠原 房子、
7 番 佐々木 かよ、9 番 鈴木 賢一、10 番 小笠原 成幸
農地利用最適化推進委員
久保 公正、藤原 英彦、藤原 吉秀、小澤 修
- 4 欠席委員 農業委員
3 番 二本松 誠、4 番 鹿沼 久悦、6 番 宮田 キナエ、8 番 柏木 幹彦
農地利用最適化推進委員
川崎 公夫
- 5 事務局職員 事務局長 正木 浩二、係長 鈴木 真由美
主任 木川田 琢磨、佐々木 雄、主事補 佐々木 里桜
会計年度任用職員 澤本 志野
- 6 提出案件 （報 告）
主要業務経過報告について
農地法の適用外証明について
農地法の適用外証明について
農地法の適用外証明について
農地法第 5 条ただし書きの規定に基づく許可不要案件について
（議 案）
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
（協 議）
令和 8 年度農業者年金加入推進取組方針並びに加入推進活動計画について
令和 8 年度「農地の日」の活動内容について

議 長
(佐々木
耕太郎会長)

本日の出席委員は6名で定足数に達しており、会議は成立いたします。欠席の届け出は、3番 二本松誠委員、4番 鹿沼久悦委員、6番 宮田キナエ委員、8番 柏木幹彦委員であります。農地利用最適化推進委員の出席は4名であります。欠席の届け出は川崎公夫委員であります。ただ今から、令和8年6月農業委員会総会を開催いたします。

議 長

日程第1 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。令和8年6月農業委員会総会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定いたしました。

議 長

日程第2 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には会議規則第44条の規定により、議長において、5番 小笠原房子委員、7番 佐々木かよ委員を指名いたします。

日程第3 議長の報告を行います。日程第3 議長の報告を行います。事務局より本総会の議案として、お手元に配布しておりますとおり、議案第7号から議案第10号までの議案4件及び協議事項2件の送付がありましたので、報告いたします。

日程第4 事務局の報告を行います。主要業務経過報告について、農地法の適用外証明について、農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可不要案件について事務局の説明を求めます。

事務局長

主要業務経過について資料に基づき報告。

「農地法の適用外証明について」3件報告します。1件目 申請土地は、現況は「原野」と認められること。農地として利用されない状態になってから20年以上経過していること。今後、農地として復する見込みがないことから、本申請土地は農地法の適用外と判断します。2件目 申請土地は現況は「宅地」として認められること。農地として利用されない状態になってから20年以上経過していること。今後、農地として復する見込みがないことから、本申請土地は農地法の適用外と判断します。3件目 申請土地は現地調査の結果、現況は「雑種地」と認められること。農地として利用されない状態になってから20年以上経過していること。今後、農地として復する見込みがないことから、本申請土地は農地法の適用外と判断します。「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可不要案件について」報告いたします。

本件は、岩手県が施工中である治山工事で発生する土砂及び仮設現場事務所等を今後実施する緊急予防治山事業で使用するために上記農地に土砂を一時的に仮置きする目的で土地所有者から使用承諾を得たものになります。農地法第4条及び第5条並びに農地法施行規則第25条により「国又は都道府県等が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上必要性が高いと認められる施設に供するため農地を農地以外のものにする場合」は転用許可申請は不要と規定されていることから、報告案件とするものです。以上で、報告を終わります。

議 長

今までの報告について、質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

日程第5 議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長

申請土地は、譲渡人が前所有者より相続した土地であります。しかし、譲渡人は県外に在住しており、当該土地の適正な管理が困難な状況にあるため、農地法第3条により所有権を移転しようとするものです。譲受人は、同地域にて水稻を経営しており、申請書類の審査及び現地確認の結果、今後も当該農地を適正に維持管理できる十分な見込みがあると認められると判断して差支えないものと考えます。

議 長

これより質疑を許します。質問等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

本件を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

日程第6 議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長

譲受人は譲渡人のおばであり、従前より当該農地を借り受け、自作していた実績がありますが、今般、農地法第3条により所有権を移転しようとするものです。申請書類及び現地確認の結果、今後も農地の適正な維持管理が十分見込めるものと認

められると判断して差支えないものと考えます。

議 長

これより質疑を許します。質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

本件を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

日程第 7 議案第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長

譲受人は譲渡人のご子息であり、権利設定及びその後の事業遂行における確実性が担保されております。また、申請地は農地法上の「第 2 種農地」に該当しておりますが、申請者の所有地において他に代替すべき適地がないことから、本申請土地を利用することが土地利用の観点からも合理的であり、周辺の優良農地の保全にも合致するものであります。事業計画書の記載内容及び現地確認の結果から、周辺農地への影響は無いものと見込まれることに加え、転用事業に伴う資金の確保もなされていることから、許可相当と判断して差支えないものと考えます。

議 長

これより質疑を許します。質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

本件を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

日程第 8 議案第 10 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長

申請土地は、「農用地区域内農地」に該当しており、許可の方針である立地基準の観点から原則不許可ではありますが、例外として、3 年以内の一時転用は許可が

認められており、本申請は例外許可に該当いたします。事業計画書の記載内容及び現地確認の結果から、周辺農地への影響は無いものと見込まれることに加え、転用事業に伴う資金の確保もなされており、転用の確実性が認められることから、許可相当と判断して差支えないものと考えます。なお、こちらの案件は申請面積が 30 a を超えていることから、来月開催される県の常設審議委員会に上程いたします。

議 長

これより質疑を許します。質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

本件を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

日程第 9 協議事項「令和 8 年度農業者年金加入推進取組方針並びに加入推進活動計画について」及び「令和 8 年度「農地の日」の活動内容について」を一括議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長

1 点目「令和 8 年度農業者年金加入推進取組方針並びに加入推進活動計画について」説明いたします。まずは、「令和 8 年度農業者年金加入推進取組方針」についてです。本案は、本年 4 月に策定された「岩手県農業会議の方針」に基づき、当市における今年度の取組方針と活動計画を定め、総会の承認をいただこうとするものです。Ⅰ.はじめに新制度への移行から 24 年が経過いたしました。当市では新規加入者がいない状況が続いております。基金・県農業会議では「若い農業者及び女性農業者への周知徹底、加入者累計 15 万人早期達成強化運動」をスローガンに掲げており、当市でもこれに準じて取組強化を図ります。Ⅱ.加入推進の基本方針 制度を知らないことを理由に加入していない農業者の解消に向け、関係機関との連携を密にし、周知・啓発を徹底してまいります。これに伴い、今年度の新規加入目標は「1 人」と設定いたします。重点加入推進対象者につきましては、①政策支援加入対象者、②農業を担う者に位置付けられた経営体、③若い農業者及び新規就農者等、④女性農業者、の 4 点を重点といたします。また、加入推進強化月間は、県と同様に「前期：7～8 月」「後期：12 月～翌年 2 月」の年 2 回といたします。Ⅲ.加入推進の取組事項としましては、「農業委員会と JA との着実な連携、JA の営農部署との連携強化」や「加入推進名簿の更新徹底及び加入推進目標の設定」、また「加入推進取組方針及び活動計画の策定」など、計 7 項目を重点的に進めてまいります。

す。2 点目「令和 8 年度『農地の日』の活動について」ご説明いたします。作業内容は、「畝づくり、施肥、マルチ張り、電気牧柵の設置」を行います。なお、耕起作業ににつきましては、鶴住居地区の委員様にご協力をいただき、事前に済ませる予定です。播種や収穫の日程は、後日改めて決定いたします。

議 長

これより質疑を求めます。質問等ございませんか。

農業者年金加入推進部長はどなたになつてゐるのでしょうか。

事務局

職務代理者である鹿沼委員にお願いしております。

小笠原成幸委員

農業者年金に加入できる要件はあるのでしょうか

事務局

年間 60 日以上農業に従事していること。国民保険の第 1 号被保険者であること。60 歳未満の方。の 3 つが加入要件になっております。

以上、本会議の顛末を記し、事実と相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和 8 年 6 月 30 日

釜石市農業委員会会長 _____

議 長 _____

議 事 録 署 名 委 員 _____
(5 番)

議 事 録 署 名 委 員 _____
(7 番)